

岐阜市環境基本条例の概要

(前文)

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鵜飼の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。

こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない役割を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費、大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深く関わっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

岐阜市

《環境基本条例とは》

- 環境の保全及び創出について**基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定める。**
- 市、事業者、環境保全団体及び市民の**役割を明らかにする。**
- 環境の保全及び創出に係る**施策を総合的かつ計画的に推進する。**
- もって**現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例**です。 第1条

この条例の考え方を基に各種の規制条例（規則、要綱等）を制定し、施策を展開していきます。

《条例の特徴》

- ①**環境施策の基本となる3つの法律を基に条例化した『総合的な環境基本条例』**
「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」「環境教育推進法」の考え方から、具体的な役割分担を明記し、総合的な計画を立てて推進します。
- ②**できるだけ短く、わかりやすい表現**
市民等と協働して取り組むためには、誰でもが条例を理解できるように、できるだけ短く、わかりやすい表現にし、さらに逐条解説を行います。
- ③**市民等の参加による環境基本計画の策定**
基本理念の「すべてのものと協働して取り組む」考え方から、市民等の参加により環境基本計画を策定します。
- ④**環境基本計画の中で、重点的に取り組む地区を設定**
重点的に環境の保全及び創出する地区を決めて、効率的に取り組む仕組みを設けました。
- ⑤**人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出**
自然環境を良好な状態にすることも行いますが、自然を身近に感じ、親しむことができる場を整備することも行い、人と自然が共生する都市を目指します。

「環境都市宣言」

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊富で清浄な水をたたえ、1300年の鶉飼の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえのない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

- 1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
- 1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
- 1 地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成14年9月8日

岐阜市

《第1章 総則》

<基本理念>

環境の保全及び創出をするためにはこうあるべきとの根本の考え 第3条

①社会、経済及び文化の発展と、環境の保全及び創出を両立

社会、経済及び文化の発展と、人と自然が共生する環境都市の実現を目指す持続可能な社会にしなければなりません。

②人と自然が共生する社会において市民が恵まれた環境を享受できるようにし、さらに次の世代へ引き継ぐ

現在の市民が恵まれた環境を享受できるようにして、さらに次の世代の市民も享受できるようにしなければなりません。

③循環型社会の実現

資源の浪費を止めて、例えば水のように、資源を循環させて繰り返し利用する社会を実現しなければなりません。

④すべてのものが環境への負荷を低減することについて、まず自分ができることを積極的に行って、更に協働して効果的な対策を行う

人が生活していれば、必ず環境へ負荷を与えているため、まず自分の問題として取組み、その上で協働して取り組まなければなりません。

<基本原則>

環境の保全及び創出に取り組む場合に守らなければならない原則 第4条

①環境教育優先の原則（まず理解してから取り組む）

自らの行動がどのように環境に影響を与えるのか、又は行動しなければどうなるのか等を理解した上で取り組むことが非常に重要です。

マナーや「しつけ」、「もったいないという感覚」等を身近な人に教えることから始めましょう。

②情報共有の原則（みんなで情報を共有）

それぞれの知り得た情報を相互に提供しましょう。

③役割分担の原則（適切な役割分担と適正かつ公平な費用負担）

すべてのものが、それぞれに適切な役割分担と、適正かつ公平な費用の負担で行う原則です。

基本理念と関連して、自らの問題は、まず自ら解決を図り、それができない場合に他のものと協働して解決を図ります。

<役割分担>

【市民の役割】 第8条

- ①環境教育や意識の啓発を自ら進んで行い、他のものを行う環境教育に協力
- ②循環型社会の形成に自ら努める
(製品の長期使用、再生品の使用、分別回収に協力等)
- ③基本理念及び基本原則にのっとり環境の保全及び創出に努める

【事業者の役割】 第6条

- ①従業員に環境教育や意識の啓発を行い、他のものを行う環境教育に協力
- ②公害の防止
- ③原材料等が廃棄物となることを抑制し、自ら適正に循環的な利用を行い、又は自らの責任において適正に処分
- ④製造、販売等を行う事業者は、
 - ・当該製品が廃棄物となることを抑制
 - ・当該製品が適正に循環的な利用が行われることを促進
 - ・当該製品の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置
- ⑤基本理念及び基本原則にのっとり環境の保全及び創出に努める

協働

【環境保全団体の役割】 第7条

- ①より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実
- ②基本理念及び基本原則にのっとり環境の保全及び創出に努める

※この他に団体それぞれの環境保全活動と環境教育の推進

【市の責務】 第5条

- ①環境の保全及び創出を図るため、基本理念及び基本原則にのっとり次に掲げる事項に関する施策を策定し、実施
 - ・環境教育や意識の啓発
 - ・公害の防止
 - ・大気、水、土壌等を良好な状態に保持
 - ・野生生物の保護
 - ・森林、河川等の多様な自然環境の保全及び創出
 - ・人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出
 - ・環境の美化
 - ・資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用
 - ・廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用
 - ・地球環境の保全
- ②施策についての説明責任と意見を聴く機会の確保

《第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策》

環境基本計画 第9条

市民等の参加により環境基本計画を定めます。また、事前に岐阜市環境審議会の意見を聴いて、さらに公表することですべてのもの取り組みを促します。

この環境基本計画は、環境についての総合計画で、それぞれの具体的な役割分担を定めて各種事業を行っていきます。

年次報告の公表 第10条

環境の状況や環境基本計画に基づいて活動した結果（市民等が活動した情報も含まれます。）について、市長が毎年環境白書を作成し、公表します。

この環境白書についても皆様の意見を聴きます。

この他に市が行う基本的施策

市の施策と環境基本計画との整合

第11条

各種の規制の他に環境基本計画に定めた配慮事項等の内容に従って事業を行います。

環境教育の推進 第12条

- ①環境教育（学習）や意識の啓発ができるように必要な対策を行います。
- ②環境保全団体や、職場等で環境教育（学習）や意識の啓発を行う方に対して、必要な支援を行います。

自発的な活動の促進 第13条

- ①環境についての自発的な活動を促進するための対策を行います。
- ②顕著な功績があった市民等を顕彰します。

環境に関する情報の提供 第14条

環境教育（学習）や意識の啓発、さらに自発的な活動に必要な提供を行います。

規制の措置 第15条

- ①公害の発生源に対して必要な規制をします。
- ②環境を保全する上での支障を防止するため、必要な措置を行います。

誘導的措置 第16条

市民等の活動に対し、必要なときは補助金を出すこと等によって適切な活動へ誘導します。

公共的施設の整備 第17条

- ①環境の保全に関する施設整備を行います。
- ②人と自然との豊かなふれあいの場の施設整備を行います。

環境への負荷の低減 第18条

市民等の模範となるように、紙の使用量の削減や、リサイクル製品を購入したり、省エネに配慮します。

調査及び研究の実施 第19条

環境対策として情報を集めて、科学的な調査や研究を行います。

監視等の体制の整備 第20条

環境の状況を把握するため、必要な監視や検査等が実施できる組織をつくります。

国等との協力 第21条

- ①広域的な取り組みが必要な場合は、国や県、他の市町村と協力して対策を行います。
- ②必要な場合は、国等に要請します。

推進体制の整備 第22条

市民等と市が協働して環境対策を行うための体制を整備します。

《第3章 岐阜市環境審議会》

環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、事業者、環境保全団体及び市民の代表者等で構成する岐阜市環境審議会を設置します。 第23条—第26条

《第4章 雑則》

この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定めます。 第27条

《環境基本計画について》

施策を総合的かつ計画的に推進するために、市民、事業者及び環境保全団体の参加によって環境基本計画を策定し、この計画に従ってみんなが行動します。そして、毎年その結果を公表します。計画が達成される等の理由により、概ね5年程度に1度、環境基本計画を見直します。

これらを繰り返すことによって、より良い環境の実現を目指しましょう。

